



2026年4月1日

各位

会社名 MIRAINI ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 木村 守孝  
(コード番号：546A 東証プライム・名証プレミアム市場)  
問合せ先 常務執行役員 長谷川 政行  
(TEL:050-3190-3111)

## 指名・報酬諮問委員会の設置に関するお知らせ

当社は、2026年4月1日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として、「指名・報酬諮問委員会」を設置することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 委員会設置の目的

取締役および執行役員の指名・報酬等の決定に関する手続きの透明性ならびに客観性を担保することにより、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置いたします。

#### 2. 委員会の役割

指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じ、指名・報酬等に関する以下の事項について審議の上、取締役会に答申を行います。

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役ならびに執行役員の指名に関する事項
- (2) 代表取締役の選定および解職に関する事項
- (3) 役付取締役の選定および解職に関する事項
- (4) 取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役ならびに執行役員の報酬体系、および報酬決定に関する事項
- (5) 取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役ならびに執行役員の（個人別の）報酬等内容
- (6) 後継者計画の策定・運用に関する事項
- (7) その他、取締役会が必要と判断した事項

#### 3. 委員会の構成

- (1) 取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役で構成され、過半数を独立社外取締役とします。
- (2) 委員長は独立社外取締役である委員の中から、取締役会決議により選定いたします。

#### 4. 設置日 2026年4月1日

以上